

令和7年度宿泊施設と飲食店等のマッチングによる安定した食事提供体制構築支援事業
に係る企画提案書募集要領

1 目的

観光は竹富町の主要産業の一つであるが、町内の島々では、高齢化や人手不足により、食事を提供できない宿泊施設や、営業情報が不明瞭で予約が取りづらい飲食店等も多く、観光客が食事に困るケースが発生している。また、町内の売店で販売されている弁当や惣菜は、町外から船便にて輸送されたものであることも多く、そもそもの入荷量の少なさ、地場のものを求める観光客のニーズとの乖離等の問題もあり、加えて、町外調達の弁当等の売上の大部分は域外流出となり、町内の経済に十分に還元されていないという課題を抱えている。

こうした島の食事問題は、観光客と地域双方にとって大きな機会損失であり、観光消費額や満足度、来訪意欲の低下につながるため、滞在型観光を推進する上で早急に着手すべき課題の一つである。

本事業では、飲食店等における観光客のニーズを満たしかつ町内への経済波及効果を意識した地元食材を活用した魅力的なメニュー開発を行い、かつそのメニューを提供する飲食店等と食事提供に苦勞している宿泊施設等とのマッチングを促進することで、観光客と地域双方にとって満足度の高い、安定した食事提供体制の構築を図り、観光消費額や観光満足度、町内調達率向上を目指し、滞在型観光を推進することを目的とする。

2 委託業務の内容

企画提案は、下記の業務について提案書を作成して提出するものとする。なお、詳細については、仕様書を参照すること。

(1) 募集する企画は、下記の全てに合致する。

- ① 島の食事問題およびマッチングに関する現状調査に関する提案
- ② マッチング促進を目的とした地域食材を活用したメニュー開発支援に関する提案
- ③ 宿泊施設や飲食店等のマッチングに向けた試験運用
- ④ 実施内容を加味した業務実施体制の提案
- ⑤ 業務実施スケジュールの提案

(2) 委託業務全体を総括する担当者1名の配置

(3) 本件に関わる各関係者との連携とその取りまとめ

(4) 業務実施報告書の作成

(5) その他、業務実施にあたり竹富町と協議の上、業務遂行に必要とされる業務

3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月20日（金）まで

4 提案上限額

6,587,277円（消費税込）

提案にあつては、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

5 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 過去5年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）、地方公共団体又は公共的団体発注の観光振興分野に関する業務実績があること。
- (4) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記に掲げる委託業務の内容を的確に実施できる能力を有すること。
- (5) 今回の業務に際して、主として本業務に従事する1名以上の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。
- (6) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)及び(2)の要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(3)から(5)までの要件を満たす者であること。

6 応募方法

企画提案にかかる応募申請を行おうとする者は、次により申し込むものとする。

- (1) 応募書類
 - ア 応募申請書（様式1）
 - イ 企画提案書（様式2）
 - ウ 会社概要（様式3）
 - エ 業務実績書（様式4）※応募資格(3)が明記されていること
 - オ 積算書（様式5）
 - カ 執行体制（様式6）
 - キ 事業計画（様式7）
 - ク 質問書（様式8）
 - ケ 共同企業体協定書（様式9）※共同企業体で応募する場合のみ
 - コ その他の書類（様式任意）※共同企業体で応募する場合は代表事業者のもの
 - ① 定款、規約その他これらに類する書類
 - ② 登記簿謄本の写し

(2) 応募様式

指定の様式を基本とするが、必要に応じ様式の変更を可とする。ただし、A4版を使用すること。

(3) 提出方法

郵送または持参にて提出するものとし、期限内に到着するよう送付すること。

(4) 提出部数

提出部数は、(1)の「ア 応募申請書(様式1)」及び「ケ 共同企業体協定書」、「コ その他の書類」については1部とし、「イ〜キ」の応募書類については10部とする。

(5) 提出期限

令和7年10月17日(金)12時必着

(6) 提出場所

竹富町役場自然観光課

7 審査の方法

応募のあった企画提案については、選定委員会を設置し書類審査又はプレゼンテーション等を実施して審査を行い、最も優れた企画提案書を提出した者を最上位入選者として選定する。プレゼンテーションを行う場合の開催場所は、竹富町役場又はWEB会議システムにて行うものとする。なお、WEB会議システムを用いた実施を希望する場合、プレゼンテーションに使用するWEB会議室は応募者が用意するものとし、竹富町は接続不良等の不具合に関する責は負わない旨を了承すること。

ただし、応募者多数の場合は、自然観光課において書類審査を行い、おおむね3者を選定委員会への参加者として選定するものとする。

また、応募者が1者の場合は、選定委員会において書類審査又はプレゼンテーション等を実施の上、総合的に優れていると判断できる場合には、当該応募者を選定事業者候補とする。

審査結果については、応募者全員に文書で通知するものとする。なお、審査の結果や、内容についての問い合わせには応じないものとする。

8 委託契約の締結

選定された最上位者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。ただし、最上位者と委託に関する必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者と協議し、契約するものとする。

9 企画提案に係るスケジュール

(1) 募集期間

令和7年10月3日(金)～令和7年10月17日(金)12時まで

(2) 質問受付

令和7年10月3日(金)～令和7年10月9日(木)17時まで

質問書(様式8)を電子メールにて提出すること

※ 提出先: sizenkanko@town.taketomi.okinawa.jp

(3) 応募締切

※ 令和7年10月17日(金)12時までに関係書類必着

(4) 企画提案審査

令和7年10月21日（予定）

(5) 審査結果通知

令和7年10月中旬（予定）

(6) 委託契約締結

令和7年10月下旬（予定）

10 その他

(1) 費用の負担及び提出書類の非返却

提出書類等の作成・提出その他応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(2) 企画提案書等の非公表

提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については、公表しない。

(3) 提案件数

提出する企画提案書は、1事業者当たり（共同企業体含む）1案に限るものとする。

(4) 応募の無効

募集要領に適合しない応募は無効とする。

(5) 事務取扱

竹富町の休日を定める条例（平成5年竹富町条例第19号）第1条第1項に規定する町の休日を除く、9時から17時までとする。

(6) 資料の閲覧

本業務を行うに当たって、企画提案希望者は、必要に応じて過年度業務の報告書を、所定の手続を経て竹富町役場内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、11に記載の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、本業務における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

11 提出先及び連絡先

竹富町役場自然観光課 観光振興係

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町11番1

TEL：0980-83-1306（内線3404） FAX：0980-82-6199

E-mail：sizenkanko@town.taketomi.okinawa.jp